

衆議院文部科学委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月26日（水）、第11回の委員会が開かれました。

1 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（内閣提出第22号）

・永岡文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）柴山昌彦君（自民）、三谷英弘君（自民）、笠浩史君（立憲）、柚木道義君（立憲）、菊田真紀子君（立憲）、山崎正恭君（公明）、金村龍那君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

柴山昌彦君（自民）

- （1） 別居親の子供の学校行事への参加及び別居親への成績や健康状態の通知等の学校の対応の現状
- （2） 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
 - ア 対象となる日本語教育機関の範囲
 - イ 在留管理の徹底のための法務省との連携策
 - ウ 日本語教育機関及び日本語教師増加のための政府の取組の展望
 - エ 資格制度創設による日本語教師の待遇改善の見通し及び人数確保の懸念に対する方策
 - オ 学齢相当の外国人の子供のうち、外国人学校に通う子供の人数、一般の学校に通う子供の人数及び不就学の可能性がある子供の人数
 - カ 一般の学校に通うあるいは不就学の可能性がある外国人の子供の日本語教育のニーズを確保する方策
 - キ 健常者の外国人児童が特別支援学級で教育を受けている実態があることへの対策
 - ク ICTの利活用など地域における日本語教育のニーズに対する地方公共団体と連携した方策

三谷英弘君（自民）

- （1） 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
 - ア 法律制定の意義及び目的
 - イ 日本語学習の実態について
 - a 現在の在留外国人の人数、また、そのうちの技能実習生、特定技能在留外国人及び留学生の人数
 - b 現在の日本語学習者の人数
 - c 国内の在留外国人のうち、日本語学習者が約一割であることに関する文化庁の見解
 - d 日本に在留して働く外国人に一定程度の日本語水準を求める必要性
 - e 技能実習生の日本語教育の現状及びその実習実施者が技能実習生に対して日本語教育を行わせるインセンティブの程度
 - ウ 登録日本語教員の制度のもとでの日本語教師の処遇改善とキャリアの社会的認知の向上のための方策
- （2） 外国人の子供への日本語教育においてアニメや漫画の活用の必要性

笠浩史君（立憲）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について

- ア 日本語教育全体の質の向上に資する取組について様々な支援施策を行っていくべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解

- イ 大学等の日本語教師養成課程に在籍している学生のうち日本語教師になる割合が1割以下となっている現状に対する文化庁の認識
- ウ 高い専門性を有する日本語教師とそれを必要とする日本語教育機関や企業、地方公共団体等をつなぐ仕組みを検討する必要性
- エ 国が実施する日本語教員試験に対する現場からの要望及びそれについての対応方針
- オ 海外における日本語教師のうち登録日本語教員資格の取得を希望する人数の見通し
- カ 現職の日本語教師が登録日本語教員資格を取得できるための経過措置の制度設計に向けた検討状況
- キ 日本語教育の地域間格差を解消するため、オンライン学習機会を更に充実させていくべきとの意見に対する文化庁の対応方針
- ク 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に基づき設置された日本語教育推進会議で検討されている関係省庁と連携した、新たな日本語教育に関する制度の活用の推進方策の具体的な内容
- ケ 外国人の子供に対する学校での日本語教育支援について、これまでの文部科学省の取組及び本法律案制定後の取組方針
- コ 登録日本語教員を学校現場における日本語教育指導のコーディネーターとするなど人材活用の仕組みの構築や財政的な措置を行うべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解

柚木道義君（立憲）

- (1) 旧統一教会に対する報告聴取、質問権行使について
 - ア 6回目の質問権行使の可能性
 - イ 5回目の質問に対する回答の分析に要する時間
- (2) 日本障害者スキー連盟のハラスメント行為について
 - ア スポーツ庁が事実を把握しているか、同連盟から報告はあったか、どのような対応を行ったかの確認
 - イ 責任者の処分も含めた同連盟に対するスポーツ庁による指導及び再発防止に向けた取組
 - ウ スポーツ庁が同連盟に対して第三者機関による調査を行うよう指導する必要性
 - エ 各スポーツ団体のガバナンスコードに責任者の処分規定を設けるようスポーツ庁が促す必要性
- (3) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
 - ア 文部科学大臣による段階的な是正措置を実効性あるものとするための情報把握の方法及び立入調査等の実施の有無
 - イ 不就学の外国人の子供に対する今後の対応及び支援策
 - ウ 日本語教室空白地域解消のため、国が地方公共団体に更なる財政支援を行う必要性
 - エ 日本語教師を魅力あるものとするため、処遇改善について文部科学省内で検討を行い、その情報を発信する必要性
 - オ 「やさしい日本語」の普及及び異文化理解促進のための政府の具体的な取組及び方針

菊田真紀子君（立憲）

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
 - ア 日本語教育に関する事務を文化庁から文部科学省本省に移管することの意義
 - イ 現職の日本語教師が登録日本語教員に移行する経過措置の期間が5年であることの確認
 - ウ 省令事項の検討の際には関係者と丁寧な協議を行うとともに制度の周知を徹底する必要性
 - エ 新制度の下で行う生活者向けの日本語教育の主な担い手が登録日本語教員とボランティア教師のどちらになるかについての確認

- オ 日本語教育に従事するボランティアの質的・量的拡充のために熟考を重ねる必要性
- カ 日本語教育コーディネーターの配置促進に向けた報酬面での支援策
- キ 外国人児童生徒に対する日本語教育を支援するため、教育委員会が日本語教育コーディネーターを積極的に採用及び活用する必要性
- ク 海外における日本語学習者数の近年の傾向及びその理由に係る分析
- ケ 独立行政法人国際交流基金の日本語教師の海外派遣プログラムについて
 - a 各海外派遣プログラムの内容、派遣人数及び導入された経緯
 - b 日本語教師のキャリア形成を支援するため、海外派遣プログラムを拡充する必要性
 - c 日本語教育推進の取りまとめ役である文部科学省が海外派遣プログラムの拡充を後押しする必要性
- コ 日本語教育能力検定試験と比較した場合の登録日本語教員に求められる日本語教育の能力水準
- サ 日本語教師の処遇改善に向けて注力し続ける必要性
- シ 認定日本語教育機関において日本社会の文化やマナーも教えるべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- ス 学習者に合わせて日本語教師も外国語のスキルを向上させる必要性があるのではないかと意見に対する永岡文部科学大臣の見解

山崎正恭君（公明）

- (1) 日本語教育の待機者の状況
- (2) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
 - ア 登録日本語教員の研修方法及び受講記録の形式
 - イ 想定される認定日本語教育機関の認定数
 - ウ 日本語教育の質の向上のための地方公共団体への財政的支援の必要性
 - エ 実績あるボランティアが登録日本語教員に移行する場合に特例を設ける考えについての永岡文部科学大臣の所見
 - オ 登録日本語教員の学校現場等での活用についての永岡文部科学大臣の所見
- (3) 日本語教育における先進的な取組を行うモデル教室の実証事業についての永岡文部科学大臣の所見

金村龍那君（維新）

- (1) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について
 - ア 外国人との共生社会の視点からの法律案の意義
 - イ 認定日本語教育機関について
 - a 日本語教育機関の認定制度によるメリット
 - b 認定日本語教育機関の増加に向けた取組
 - c 技能実習制度や特定技能制度との連携
 - d 外国に所在する日本語教育機関を認定制度でサポートすることの検討状況
 - ウ 登録日本語教員について
 - a 登録日本語教員のキャリア形成についての永岡文部科学大臣の所見
 - b 障害児教育と登録日本語教員の連携についての文化庁の所見
 - c 幼稚園の障害児教育における登録日本語教員の活用についての文化庁の所見
 - ク 外国人が多く居住する等の個別の状況に応じた地方公共団体への支援の本法案における位置付け
 - ケ 外国人の子供に対する就学相談の現状
 - コ 外国人の子供に対する日本語教育支援における小中学校の活用状況
 - サ 外国人の子供への日本語教育支援の視点からの登録日本語教員の活用についての永岡文部科学大臣の所見

臣の所見

シ 登録日本語教員に関する情報発信の在り方

(2) 小学生に支給されているタブレット端末等の更新周期